

2022年11月21日

国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議(第四回)

発言要旨

船橋 洋一
公益財団法人国際文化会館
グローバル・カウンシル チェアマン

提案：国家安全保障会議の四大臣会合に財務大臣を加え、五大臣会合とする。

平和を維持するためには抑止力の強化が必要であり、実戦・継戦防衛力を不断に向上させなければならない。

そのためには、経済の活性化と財政の健全化によって国力を持続的に増強し、防衛費を増やす必要がある。また、防衛・安全保障の範囲が広がるにつれ、政府一丸(the whole of government)、さらには国民一丸(the whole of society)となって取り組むことが一段と求められている。

そうした挑戦に 대응するため、政府は、国家安全保障政策決定の中核機構である国家安全保障会議(NSC)のいわゆる四大臣会合(内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官)に財務大臣を加え、五大臣会合とするのが望ましい。

国家安全保障会議設置法では、第二条(十一)で、「会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる」と明記し、「国家安全保障に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」を審議事項としている。また、第五条において以上の十一号を審議するに当たっては、「外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官をもって審議する」としている。(*)ここに財務大臣を加えるべく法改正することを提案する。

五大臣会合の設置は、各省庁間の外交・防衛政策上の課題に対する共通の使命感と、安全保障上の意味合いを持ちうる金融・財政上のファイナンス担保力に関する共通の認識を政府中枢においてより深く醸成することに資するであろう。

国家安全保障においては、超党派かつ“超縄張り”で臨むことが何よりも大切である。国力と防衛費に関する予算と財源のあり方とその優先順位を、戦略と国益、すなわち国家理性に基づき冷厳に意思決定できる国家が平和を勝ち取ることができる。

防衛費は一時的な経費ではなく恒常的に支出される経費である。なかでも、防衛力強化が今後、長期にわたる課題とならざるをえない地政学的状況の下、今回、政府が「防衛力の抜本的強化」に向けて「内容、規模、財源」を“三位一体”の形で課題として提示し、それに正面から取り組む姿勢を示したことは、今後の国家安全保障政策決定過程のあり方を考える時、示唆的である。

財務省は防衛費・安全保障費の要求案件を単に査定する立場を超えて関係省庁とともに資源の最適動員、歳出分担連携などでともに知恵を出すステークホルダーでなければならぬし、関係省庁も“買い物リスト”をただ突き付けるのではなく、財政面からの脆弱性の克服にとともに取り組むため、装備・配置の優先順位、費用対効果、実効性、執行力、効率化と合理化(スクラップ・アンド・ビルド)、そしてそれらの真摯な検証を常時、実施する必要がある。今回の「内容、規模、財源」の“三位一体”的取り組みは、一時的かつ例外的な措置であってはならず、恒常的かつ構造的な政策決定プロセスの一環として組み込むべきである。

ただ、財務省も国家安全保障政策コミュニティの中枢において有意義な役割を果たすためには、使命感、専門性、組織文化の面で革新しなければならない。グローバルな金融・投資に関するインテリジェンス機能を含め、経済安全保障における専門性を格段に強化し、グローバル人材を育成しなければならない。財務省と外交・防衛・危機管理担当部局との一層、緊密な連携強化も急がれるところである。

以上の観点から、国家安全保障会議(NSC)の中核に財務大臣を加えた五大臣会合を設置することを提案する。

.....

(*)

国家安全保障会議設置法は、第二条及び第五条でそれぞれ次のように定めている。

第二条(審議事項)

十一 国家安全保障に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びに

これらの政策に関する重要事項(前各号に掲げるものを除く。)

第五条(議員)

二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官